

「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告審決定に対する会長声明

2023（令和5）年3月13日、東京高等裁判所第2刑事部（大善文男裁判長）は、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求差戻し後即時抗告審において、2014（平成26）年3月27日の静岡地方裁判所の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する旨を決定（以下、「本件決定」という。）した。

本件は、1966（昭和41）年6月30日未明、味噌製造会社専務宅で、一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖氏が、無実を訴えて再審を求めている事件である。

2008（平成20）年に開始した第2次再審請求において、2014（平成26）年3月27日に静岡地方裁判所が再審開始の決定をしたが、2018（平成30）年6月11日、東京高等裁判所は、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。これに対し、請求人が特別抗告し、2020（令和2）年12月22日、最高裁判所第三小法廷（以下、「最高裁」という。）は、東京高等裁判所の決定を取り消した上で、審理を東京高等裁判所に差し戻す決定をした。

最高裁は、上記差戻決定において、袴田巖氏の犯人性を根拠づけるとされた5点の衣類（犯行時着衣とされている）に関して再審請求弁護団が提出した証拠の信用性を否定した差戻し前の東京高等裁判所の判断には審理不尽があるとしており、この点が差戻し後即時抗告審の審理対象となっていた。本件決定において、東京高等裁判所は、再審請求弁護団提出の証拠について信用性を認め、刑事訴訟法第436条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるとして再審開始決定を支持する判断をした。

なお、前記最高裁の差戻決定においては、5人のうち2名の裁判官（林景一裁判官、宇賀克也裁判官）から、差し戻すのではなく、最高裁において検察官の即時抗告を棄却して、再審を開始すべきとの反対意見が付された。

本件決定の結論はもちろんのこと、かかる経過も踏まえれば、これ以上、再審公判を遅らせるべきではない。静岡地方裁判所の再審開始決定からすでに9年が過ぎようとしている。袴田巖氏は、すでに87歳と高齢であり、えん罪救済のためには一刻の猶予もない。検察官においては、本件の経過や特性に鑑み、形式的に特別抗告を行うことなく、速やかに再審公判の期日指定に応じ、再審公判において、結論を得るべきである。

当会は、2021（令和3）年2月19日付「再審手続における証拠開示手続の法制化及び検察官不服申立ての禁止を求める会長声明」において、現行再審制度の問題点を重く受け止め、法改正を求めた。本件においてもえん罪被害

の早期救済が、検察官不服申立制度によって阻まれ続けていることが明白である。

当会は、袴田事件について、一刻も早く再審が開始され、再審公判が開かれることを求めると同時に、現行再審制度の問題点により、えん罪被害からの救済が十分になされない事態を重く受け止め、再審法改正など、制度の改革の実現を目指し、努力していく決意である。

2023（令和5）年3月15日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純